

●税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計額②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝算出所得割額④

算出所得割額④－税額控除合計⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＝市(県)民税額⑧

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

※配当割額控除又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、

上記の計算方法の「所得割額⑥」より控除されます。

※「所得割額⑥」は100円未満切り捨て。

●税率

・均等割	市民税	3,000円
	県民税	1,500円(内500円は県税の森林環境税)
	国税	1,000円(森林環境税)
・所得割(総合課税分)	市民税	6%
	県民税	4%

※防災のための施策に要する費用の財源を確保するための均等割の引き上げ措置
(年額1,000円)は令和5年度に終了し、令和6年度から新たに森林整備やその促進に
充てるための森林環境税(年額1,000円/国税)が均等割と併せて徴収されます。

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)		
社会保険料控除	その年に支払った社会保険料等の支払金額		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払金額		
生命保険料控除	新契約	支払金額	控除額
		12,000円以下	全額
		12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2＋6,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4＋14,000円
	旧契約	56,000円超	28,000円
		15,000円以下	全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2＋7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4＋17,500円
		70,000円超	35,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額は70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額は28,000円)	
地震保険料控除	①地震保険料	支払金額	控除額
		50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	②旧長期損害保険料	支払金額	控除額
		5,000円以下	全額
		5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2＋2,500円
		15,000円超	10,000円
		地震保険、旧長期の両方がある場合は、①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額は25,000円)	

◎所得控除(つづき)

納税者本人の所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	一般	33万円		22万円	11万円	
	老人	38万円		26万円	13万円	
配偶者特別 控除	所得金額		控除額			
	58万円超 95万円以下		33万円		22万円	11万円
	95万円超 100万円以下		33万円		22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円		21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円		18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円		14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円		11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円		8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円		4万円	2万円
130万円超 133万円以下		3万円		2万円	1万円	
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)		26万円		扶養 控除	一般	33万円
		30万円				
		53万円			老人	38万円
		寡婦控除				
ひとり親控除		30万円		特定	45万円	
勤労学生控除		26万円				同居老親等
特定親族 特別 控除	所得金額		控除額		納税者本人の 所得金額	
	58万円超 95万円以下		45万円			
	95万円超 100万円以下		41万円			
	100万円超 105万円以下		31万円			
	105万円超 110万円以下		21万円			
	110万円超 115万円以下		11万円			
	115万円超 120万円以下		6万円			
	120万円超 123万円以下		3万円			
				基礎 控除	2,400万円以下	43万円
				2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
				2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
				2,500万円超	なし	

◎税額控除(調整控除)※合計所得金額が2,500万円以下の場合

・合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 ・合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額				
控除の種類	金額	控除の種類	金額	
基礎控除	5万円	納税者本人の 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下
	普通 1万円		950万円以下	1,000万円以下
障害者控除	特別 10万円	配偶者 控除	一般 5万円	4万円 2万円
	同居特別 22万円		老人 10万円	6万円 3万円
寡婦控除 1万円		扶養控除	一般 5万円	老人 10万円
ひとり親控除	父 1万円		特定 18万円	同居老親等 13万円
	母 5万円			
勤労学生控除 1万円				

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
利益の配当等	市民税	県民税	市民税	県民税
	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%
			0.15%	

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和5年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年4月から令和4年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	県民税	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

①寄附金税額控除 [寄附金の額と(総所得金額の30%)とのいずれか少ない方の金額－2,000円] × 10%			
②特例控除 「寄附金の額と(総所得金額の30%)とのいずれか少ない方の金額－2,000円」 × (44.055～84.895%≪「課税所得金額－人的控除差額調整額」の額と課税山林所得・課税退職所得の有無によって変動≫) ※個人住民税所得割の2割が限度			
③申告特例控除 2 × (5.105～33.693÷84.895～56.307≪「課税所得金額－人的控除差額調整額」の額と課税山林所得・課税退職所得の有無によって変動≫)			
福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部、福岡県が条例で定めた寄附…① 都道府県、市区町村、特別区への寄附(ふるさと寄附金)で、ワンストップ特例の対象外…①＋②、ワンストップ特例の対象…①＋②＋③			
市民税	3/5	県民税	2/5

◎配当割控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割又は 株式等譲渡所得割	3/5	2/5

市県民税について

- ①地方税法第294条及び福津市税条例第23条の規定によって賦課されたものです。1月1日現在
当市内に住所を有する個人に対しては均等割と所得割が、当市内に事務所・事業所または家屋敷を有する個人で当市内に住所を有しない者に対しては均等割が課税されます。
②納期は4回に分かれていますので、各期の金額について各納付期限内に納付してください。
③納税者は納税通知書の記載事項に不服があるときは、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に行政不服審査法第4条の規定により、市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁判がないとき、
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ④納期限までに税金を完納されないときは、納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以前の日数については年7.3%を、1ヶ月を経過した翌日から納付の日までの日数については年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算します。ただし、令和3年1月1日以降においては、延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合において、納期限から1ヶ月を経過した日以前の日数については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算後の割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%)、1ヶ月を経過した翌日から納付の日までの日数については延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算します。
⑤納期限までに税金を完納されないため督促を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることがあります。